結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Deputy of President : Nobuhiro Shinohara, Procurement Management Department, Japan Pension Service
⑵　Classification of the services to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Purchase of furniture, 1 set
⑷　Performance period : From date of contract through 31 March, 2024
⑸　Delivery place : Places designated by Japan Pension Service
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.
②　It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.
③　Have the Grade A, Grade B or Grade C in "Sale of product" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Tokai-Hokuriku Area in fiscal years 2022, 2023, 2024
④　Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤　Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥　Prove to have no false statement in tendering documents
⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧　Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions
⑺　Time-limit for Tender : 6 : 00 PM, 28 August, 2023
⑻　Contact point for the notice : Kenichi Hatanaka, Procurement Management Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

## 入札公告の取消

令和５年７月７日
国立研究開発法人情報通信研究機構
契約担当理事　増山　寛
◎調達機関番号　816　◎所在地番号　13
令和５年５月12日付（号外政府調達第87号・６ページ）掲載の入札公告第２号「高度な言語処理技術を機能させるための計算機設備の増強　一式」を取り消します。

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年７月７日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房施設課長　松本　麗
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
**○第１号**
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　岡崎拘置支所新営（建築）工事
⑶　工事場所　愛知県岡崎市明大寺町字道城ヶ入34―１ほか
⑷　敷地面積　2,470㎡（庁舎敷地面積）、840㎡（職員宿舎⑴敷地面積）、522㎡（職員宿舎⑵敷地面積）
⑸　工事内容
ア　棟名　庁舎　建物用途　庁舎・収容棟　構造・階数　ＲＣ造４階　建築面積　797㎡　延べ面積　3,000㎡　工事種別　新築
イ　棟名　職員宿舎⑴　建物用途　職員宿舎　構造・階数　ＲＣ造３階（一部W造）　建築面積　246㎡　延べ面積　652㎡　工事種別　新築
ウ　棟名　職員宿舎⑵　建物用途　職員宿舎　構造・階数　ＲＣ造２階（一部W造）　建築面積　216㎡　延べ面積　393㎡　工事種別　新築
エ　工事種目　建築一式工事
オ　その他　受水槽基礎、擁壁、メッシュフェンス、外構、植栽、取壊し
カ　工事範囲　上記工事のすべて（入札説明書による。）
⑹　工期　令和７年９月30日まで
⑺　使用する主要な資機材　コンクリート約4,450㎥、鉄筋約674ｔ、鉄骨約53ｔ、ガラス約606㎡
⑻　本工事は、入札時に工事の品質を高めることを目的とした技術提案を求め、価格と価格以外（賃上げを実施する企業に対する総合評価における加点を含む。）の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容の実現可能性について審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。
⑼　本工事は、企業の技術力（技術提案を除く。）及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り技術提案を求める段階的選抜方式の適用工事である。
⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑾　本工事は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づき、住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結等が義務付けられた工事である。
⑿　本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する入札時積算数量書活用方式の対象工事である。
⒀　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨の意向を表明した上で、工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である。
⒁　本件入札手続は、下記７に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ）（https://www.geps.go.jp/））により行う。
なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
⑵　本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の令和５・６年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　法務省の令和５・６年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上Ⓐであること。
⑷　平成20年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるアヌはイの基準を全て満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ア　同種工事
㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）